

令和6年 第6回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日（火）午後1時30分から午後2時56分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (13人)

会長	16番	大芦 宏
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (3人)

委員	1番	新井 勉
委員	9番	小林秀男
委員	14番	澁江修身

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第3号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋利彰
参事	佐瀬浩幸
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和6年第6回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号1番 新井勉委員、議席番号9番 小林秀男委員、議席番号14番 澁江修身委員の3名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第6回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 齋川英夫委員、議席番号11番 穂原洋子委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年6月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年6月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第10号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年6月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年6月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条766番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は10km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕耘機2台、草刈り機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条767番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.0km、所要時間は16分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台、トラクター1台、草刈り機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条768番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は10.0km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、動力噴霧器1台を所有しており、3トンコンボ1台、草刈機1台をリースしております。主な経営作物は、梅となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条769番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.5km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、植栽機1台、芋堀機1台を所有しております。主な経営作物は、そば、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は365日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条770番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.5km、所要時間は20分です。大農機具の所

有状況は、トラクター2台、植栽機1台、芋堀機1台を所有しております。主な経営作物は、そば、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は365日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条771番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は80.0km、所要時間は70分です。大農機具の所有状況は、草刈機を1台リースする予定です。主な経営作物は、みかんとなっております。農作業従事人数は1人、従事日数は100日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条771番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条771番について、審査会班長をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

6月19日に5名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、所有権の移転3筆の申請になります。申請人は、以前より農業に興味があり、自宅から1時間程度で来られること、水がきれいなことなど条件が適している申請地にて農業をやっていきたいと思い、今回農地を取得し、果樹を中心に営農していく予定となっております。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、1人で農業経営をしていきます。作付計画としましては、果樹の栽培を行っていき、出荷はせずに全て自家消費の予定となっております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

以上で審査会の結果の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年6月25日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号4条168番から4条170番について、調査班をお願いします。

調査班

4条168番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

続きまして4条169番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。

まず先に一般基準ですが、2番から12番までを検討した結果、10番について支障ありとなっており、許可の基準は満たしていないものと判断いたしました。また、立地基準についても、農用地の不許可の例外事由に該当する項目はないと思われます。具体的には、農業用の用途に供する場合や、一時的な利用に供する場合ですが、今回、転用目的が恒久的な太

陽光発電設備ですので、これらには該当しないと思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は不許可相当と思われま

す。4条170番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。

立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

議 長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

石田委員、どうぞ。

3 番
石田委員

不許可相当の169番についてなのですが、地目が池沼になったということなんですけれども、現況が池沼になっているのですか、それとも普通の田んぼ畑なんのでしょうか。なぜ池沼に地目変更ができたのかなというのが。それと株式会社買った訳ですけど、不許可になって、今後、土地をどうするつもりなのか。持ち続けて農地として利用するのか、誰かに売買するのか。解っていたらお願いします。

議 長

地目の状況と今後の会社の方針について説明願います。

事務局

現況が池沼ということで、登記の地目変更の申請がなされて、登記官が現況を判断した上で、登記地目を池沼に代えたという経緯があります。

元の地主さんが農地法の許可を取らずに、池みたいにして鯉か何かの養魚場に利用していた過去がありまして、その当時に法務局に現況地目をもって地目変更の申請をされております。法務局は現況に応じて地目を変更しますので、地目変更がされたことによって所有権移転がされてしまっています。

その後、畑に戻すということで、農地改良の申請が出ております。そのため現況としましては土があって草が繁茂した状況で畑のようになっています。ただし、農地改良の完了報告が出ておりませんので事務局としては完了とはみておりません。

今後の会社の方針につきましては、不許可となった後には、元の所有者に名義を戻させるように指導はしておりますが、会社は売買についても

検討しているようであり、その話についてはこの案件の判断が出た後に詳しく進めていくことになります。

議 長

他にありましたらお願いします。
野村委員、どうぞ。

15番
野村委員

この土地は、私も土地改良区にいた関係で、この問題のある土地は存じております。事務局説明のように鯉の養殖をするということで、無許可で掘って、魚を飼った形跡もそんなにはないのですけれども、その後埋め立てて転売という経緯があったと思います。ですが、完全な復旧はされていないという状況だと思います。このようなことが可能となると、これからも同様の事例が出てくると思いますので、これが悪い例とならないように位置づけていただきたいと思います。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りする議案第2号の案件の中でいろいろご意見をいただいた4条169番については、現地調査班より不許可相当の報告をいただいておりますので、分けてお諮りしたいと思います。

それではまず、議案第2号の169番についてお諮りいたします。議案第2号の169番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

挙手なしであります。

よって議案第2号の169番については、不許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号の169番以外についてお諮りいたします。議案第2号の169番以外については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年6月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条1087番から5条1094番について、調査班お願いします。

調査班

5条1087番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。続きまして5条1088番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。5条1089番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

5条1090番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。

一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1091番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。

一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1092番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1093番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1094番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

それでは私からいいですか。所有権移転、売買となっておりますが、2

種農地か3種農地になっているわけですが、参考に売買金額はわかりますか。

事務局

売買金額につきましては、場所とか面積によりまして大きく変わってきますけれども、坪当たり約2,700円ですとか坪当たり約6,200円となっております。

議長

他に何かありましたらお願いします。
中島委員、どうぞ。

8番
中島委員

安定した収入が得られると考えて申請していますが、年間の収入はどれくらいかわかりますか。

事務局

年間の収入ではないですが、太陽光発電をされる際の大体20年程度の収入と支出のシミュレーションをつけていただいています。パネルの初期費用や途中のメンテナンス費用、20年たった時点でパネルを片付ける費用などの支出と、発電して得られる収入をシミュレーションしていただいて、収支計画が総合的にプラスになっていることを確認した上で受付をさせていただいています。

8番
中島委員

1キロワット当たりの売電価格はわかりますか。

事務局

一例を挙げますと、売電価格については、単価を12.1円で計算しております。

議長

石田委員、どうぞ。

3番
石田委員

太陽光発電は中国の製品がかなり値下がりしていて、日本に売り込みに来ているので、今後も太陽光発電の申請がでてくるような気がするんですけど、申請が上がっていない状況で事務局にどのくらい相談が来ているのか聴きたいのですが。今後の傾向はどのように捉えているかお願いします。

事務局

太陽光発電の申請は事前相談がかなり少なく、締め切り間際に申請してくるもの多くて、今後どの程度かというのはなかなか把握できない状況です。私が3年間担当していた感触では、固定買い取りが終わる段階でいったん減りましたが、その後東京電力に直接売電する形で増えて

きたという状況です。

議 長

他によろしいですか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年6月25日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第4号99番から102番について、調査班お願いします。

調査班

農用地除外99番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。

不許可の例外事由は、集落接続に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなり許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有り

と思われます。

農用地除外100番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第2種農地に該当し、許可の基準は周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

不許可の例外事由は、代替地がない場合に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。

農用地除外101番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第2種農地に該当し、許可の基準は周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

不許可の例外事由は、集落接続に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。

農用地除外102番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。

不許可の例外事由は、既存の敷地の拡張に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号については農用地から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、そのように決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年6月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

利用権設定関係及び、所有権移転関係について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第5号利用権設定関係及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定につ

いて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年6月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年6月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第6回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時56分閉会